

産商第388号
平成22年5月17日

株式会社マツモト
代表取締役 松本 隆文様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成21年9月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルタウン吉祥院店（仮称）
京都市南区吉祥院観音堂町19番地

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

来退店客車両の右折進入及び右折退出を含む交通処理計画であることから，自動車出入口において歩行者や自転車等との交錯を回避するとともに，安全かつ速やかな通行を確保するために，必要十分な交通整理員を配置することが望まれます。

また，駐車場が東側の集合住宅に隣接するため，設備及び自動車等に伴う騒音について対応が求められる場合は，周辺地域の生活環境保持のため適切に配慮することが望まれます。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の予定地は、南側が道路（久世橋通）、西側が道路（西小路通）に面しており、平成17年度道路交通センサスによると、午前7時から午後7時までの自動車類の交通量は、平日14,561台、休日10,965台（観測地点7048 南区上鳥羽島田町（久世橋通））という立地にあり、都市計画上は工業地域に位置している。

周辺地域の状況は、北側に道路を挟んで事業所、東側に集合住宅及び事業所、南側に久世橋通を隔てて集合住宅及び事業所、西側に西小路通を隔てて住宅及び事業所が位置している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、交通整理員の配置や騒音への配慮等についての意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討した。

(1) 駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数を上回る台数を確保する計画となっているため、法の趣旨からは適正である。

来店経路は、北西方面、西方面、南西方面、南方面からは出入口①へ、北方面、北東方面からは、西小路通を左折し出入口②へ、東方面、南東方面からは、久世橋通を経由後、西小路通を右折し出入口②へ誘導し、退店経路は、北東方面、東方面、南東方面へは出入口①から、北西方面、西方面、南西方面、南方面へは出入口②を左折退出し久世橋通から、北方面については、出入口②を右折退出するよう誘導する計画となっている。

来店客車両の右折進入及び右折退出を含む交通処理計画であることから、自動車出入口において歩行者や自転車等との交錯を回避するとともに、安全かつ速やかな通行を確保するために、必要十分な交通整理員を配置することが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、指針の算式に基づき算出した台数を上回る収容台数が確保されており、法の趣旨からは適正である。

なお、各駐輪場においては、定期的な整理整頓により適切に運営されることが望まれる。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、児童の登校時間帯の荷さばき車両の入出庫を回避し、下校時間帯は交通整理員を配置する運営計画のほか、施設配置、車両経路等について適正な配慮がなされており、周辺地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

計画地及びその周辺は工業地域にあたり、騒音についての環境基準値は昼間60dB、夜間50dBである。等価騒音レベルの予測においては、昼間及び夜間とも環境基準値を下回っている。夜間における騒音発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測においては、計画地南側の予測地点で騒音規制法における夜間の規制基準値（55dB）を上回っているものの、自動車出入口における走行車両の影響によるものであり、近接する住居における予測では基準値を下回っているため、店舗の新設に伴う影響は少ないと判断される。

その他騒音対策については、周辺地域の生活環境保持のため適正な配慮がなされているものの、駐車場が東側の集合住宅に隣接するため、設備及び自動車等に伴う騒音について対応が求められる場合は、周辺地域の生活環境保持のため適切に配慮することが望まれる。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体等から具体的要請があった場合、協力を行う旨の意思表示がなされている。

また、防犯対策については、営業時間中においては従業員による注意喚起するとともに、営業時間外においても敷地出入口に施錠し進入できないようにするとともに、店舗北東側における歩行者経路については、適切な防犯対策を行い運営するほか、必要に応じて警察とも連携を図り防犯に努める旨表明している。

以上のことから、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。